

令和
7
年度

ひまわりタクシー



高齢者等の外出支援タクシー料金助成事業

みやき町では、高齢者等が外出する際に利用するタクシー料金の一部を助成することにより、タクシーを活用した外出機会の創出及び利用者の負担軽減を図り、日常生活の利便性向上に資することを目的に、「高齢者等の外出支援タクシー料金助成事業」（ひまわりタクシー）を令和4年度から実施しております。

本事業は、利用者みなさまから好評をいただいておりますので、令和7年度も事業継続する予定としております。※令和7年度の本事業予算が議会で議決後に継続が決定します。
どうぞご活用ください。



3月10日
申請仮受付
スタート

申請仮受付を始めます！

●3月10日以降に提出された申請書は仮受付し、令和7年度のひまわりタクシーの予算が議決された後に本受付となります。
※予算が議会で議決されなかった場合は、仮受付した申請書は無効となりますのでご了承ください。

詳しくは、裏面をご覧ください➡

※令和6年度に利用登録し、タクシー利用助成券の交付を受けている方も申請が必要です。

お問い合わせ・郵送による申請の送付先
〒840-1192 みやき町大字市武1381番地
みやき町役場 まちづくり課 ☎0942-96-5526

※ひまわりタクシーとは？

みやき町内にお住いの高齢者、障がい者、要介護認定者等の移動手段にお困りの方に対し、タクシーを利用される際に、タクシー料金の一部を町が助成するものです。

タクシー利用時に「利用助成券」を使用することで、タクシー料金から1枚あたり500円を助成します。

※事前に町へ利用申請し、利用登録証、利用助成券の交付を受ける必要があります。

※令和6年度に申請された方も令和7年度分の申請をしていただく必要があります。

※タクシー料金と助成額の差額をタクシー事業者にお支払いください。

※利用対象となる方

★利用対象となる方は、利用申請書裏面の資格要件に該当する方です。

①満年齢が75歳以上の方

②満年齢が65歳から75歳未満の方で運転免許証を保有していない方

※自主返納及び失効している方も含みます。

③障がい者手帳の交付を受けている方

※利用申請書裏面の資格要件に該当する方が対象となります。

④要介護・要支援の認定を受けている方

※利用助成券の交付数

年間最大「72枚」を交付します。（6枚×12月）

※申請月から年度末までの月数に応じて変動します。

※申請日が各月において、15日までは当該月を含み、16日以降は翌月から年度末までの月数に応じた枚数となります。



早く申請したかよ！

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
72	66	60	54	48	42	36	30	24	18	12	6
最大	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6	-6

※ご利用にあたって

ひまわりタクシーは、買い物や通院などの生活に必要不可欠な外出において利用することができます。（商業施設、医療機関、金融機関、公共施設に限ります）

利用方法等の詳細は、利用助成券交付時にマニュアルを同封しますので、そちらでご確認ください。

	令和5年度～
利用できる曜日	毎日 土曜日・日曜日・祝日もOK！
利用できる時間	時間制限なし！
利用できる施設	商業施設、医療機関、金融機関、公共施設、美容室や理容室もOK！



※ご注意！！ 令和6年度分の利用助成券及び利用登録証（有効期限：令和7年3月31日）は、4月以降使用することはできませんのでご注意ください。使用していない助成券は返却の必要はありませんのでご自分で処分をお願いします。